

第2部 旅客施設共通ガイドライン

1. 移動経路に関するガイドライン

①移動等円滑化された経路

考え方	経路については、高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、可能な限り単独で、駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部から旅客施設内へアプローチし、車両等にスムーズに乗降できるよう、すべての行程において連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。旅客移動について最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化するとともに、主動線が利用できない非常時も勘案し、移動等円滑化された経路を複数確保することが望ましい。
-----	---

移動等円滑化基準

（移動等円滑化された経路）

第4条 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

2 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合はエスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑に利用することができる構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（第六項の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（第七項の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

10 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等との乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

11 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（次項において「乗継ぎ経路」という。）のうち、第二項から第九項までの基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

12 主たる乗継ぎ経路と前項の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

第18条の2 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第四条第一項の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けなければならない。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

移動等円滑化
された経路

＜経路確保の考え方＞

◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。

※公共用通路とは、旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。

◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

◎乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化された経路を、乗降場ごとに1以上設けなければならない。

◎主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化された乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

○公共用通路との出入口と各乗降場を結ぶ経路において、旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化する。

○各乗降場間を結ぶ乗継ぎ経路において、旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化する。

○規模の大きい、又は利用者の多い旅客施設、特に鉄道駅にあっては、主要な出入口から移動等円滑化された経路を確保する。

○利用者数に限らず、病院、障害者施設等の周辺施設の状況や高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して移動等円滑化された経路を確保する。

○移動等円滑化された出口までの経路を分かりやすく明示する。

○公共用通路との出入口を移動等円滑化した場合には、公共用通路側の施設設置管理者と協議の上、誘導サインの表示内容の共通化及び連続化を図るなど利用者が混乱しないように改札から公共用通路出入口までの移動等円滑化された経路の案内を行う。他の事業者や公共交通機関への乗り換えルートについても同様とする。

◇他の事業者の旅客施設（他の交通モードのものを含む。）との乗継ぎ経路についても、必要な調整を行うこと等により移動等円滑化することが望ましい。

参考 2-1-1

移動等円滑化 された経路	【鉄道駅】 ◎線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けなければならない。ただし、鉄道駅の規模、利用状況、出入口の設置状況その他の鉄道駅の状況を勘案して高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと当該鉄道駅の所在を管轄する地方運輸局長が認める場合についてはこの限りではない。 ＜垂直移動設備の優先順位＞ ◎移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑に利用することができる構造のもの）をもってこれに代えることができる。 ○車椅子使用者による単独利用を考え、垂直移動設備としてエレベーターを設置することを原則とする。 ◎旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、当該施設の傾斜路又はエレベーターを活用することができる。なお、それら傾斜路又はエレベーターは、本ガイドラインに記載された内容を満たしているものに限る。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。 ○隣接する施設のエレベーター等を活用する場合には当該エレベーターを活用して段差解消を図る旨を十分に案内することとする。 ＜明るさの確保＞ ○移動等円滑化された経路は、高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮するとともに、羞明や夜盲症など様々な見え方があることを考慮する。また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。また、節電時においても通行の安全性が確保できるよう配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110 に示された照度を参考とする。	
-------------------------	---	--

移動等円滑化 された経路	＜工事期間中の経路確保の考え方＞ ○工事等の実施により移動等円滑化された経路が遮断される場合には、次の点に配慮する。 ・工事期間中は旅客の安全な移動に配慮する。 ・工事の実施前から実施完了まで、工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。 ・誘導サイン・位置サインは工事期間中の経路・設備を示す。 ・移動等円滑化された経路が分断される場合は、移動のやり直しが行われないような位置においてエレベーター等の経路への迂回路を掲示する。ただし、工事範囲などにより困難な場合は、代替的な段差解消措置を講ずるよう配慮する。 ・夜間の利用に配慮し、屋外の移動等円滑化された迂回路等においても十分な明るさを確保するよう照明に配慮する。 ・工事範囲の工事仮設物等により視覚障害者誘導用ブロックが分断される場合には、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ・既設の視覚障害者誘導用ブロックを一時的に利用しない場合は、突起が分からないように配慮する。 ・工事仮設物等を設置する際には、視覚障害者が白杖で感知できないような隙間を設けないよう配慮する。	
-------------------------	--	--

参考 2-1-1：複数移動等円滑化された経路を確保している旅客施設（鉄軌道駅）の事例

＜大規模ターミナル駅の例（東京駅）＞

- ・エレベーターの設置により、各方面（丸の内側・八重洲側）からの移動等円滑化された経路を確保している。



注）上図は最新状況とは限りません。

出典：（公財）交通エコロジー・モビリティ財団「らくらくおでかけネット」ホームページ

＜地下通路の例（東日本旅客鉄道株式会社 新宿駅）＞

- ・快適な歩行者空間の充実と回遊性の向上のため、新宿駅の東西自由通路の整備を促進するとともに、新宿駅東西広場及び駅周辺の再整備の検討を進めている（2018年4月現在の計画図です）。
- ・本整備事業によるエレベーターの増設によって、従来の南口に加え、東西方面への移動等円滑化が図られる予定である。

【東西自由通路計画】

【現状（地下1階平面図）】



【計画（東西自由通路整備後）】



出典：東日本旅客鉄道株式会社

<地下駅の例（札幌市交通局 大通駅）>

- ・地上へのエレベーターが2箇所あり、ホームまでの移動等円滑化された経路を確保。一部のホームについて複数経路が確保されている。（ただし、一部改札からの経路について未対応となっている。）

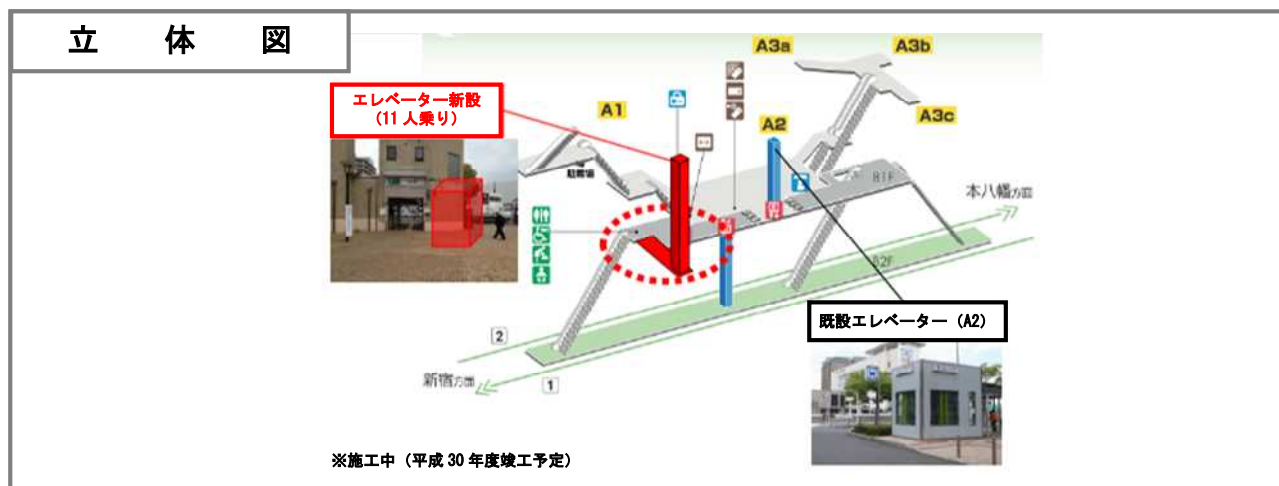


注) 上図は最新状況とは限りません。

出典：(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団「らくらくおでかけネット」ホームページ

＜地下駅の例（東京都交通局 一之江駅）＞

- ・利用者がエレベーターを利用する際、環状7号線を挟んだ東口側まで大きく迂回する必要があったため、西口側にエレベーターを新設し、複数の移動等円滑化経路を確保した。



提供：東京都交通局

＜郊外中規模駅 橋上駅の例（東武鉄道 つきのわ駅）＞

- ・南北が分断された橋上駅舎において、南北駅前広場それぞれから改札階へのエレベーターが設置され、2方向からホームまでの移動等円滑化された経路を確保している。



注) 上図は最新状況とは限りません

出典：株式会社東武鉄道ホームページ

＜郊外中規模駅 交差する他鉄道路線により分断された駅の例（京王電鉄 京王稲田堤駅）＞

- ・交差する他鉄道路線により分断されている北口・南口の2方面・改札口からホームへの移動等円滑化された経路が確保されている。



注) 上図は最新状況とは限りません

出典：株式会社京王電鉄ホームページ

②公共用通路との出入口

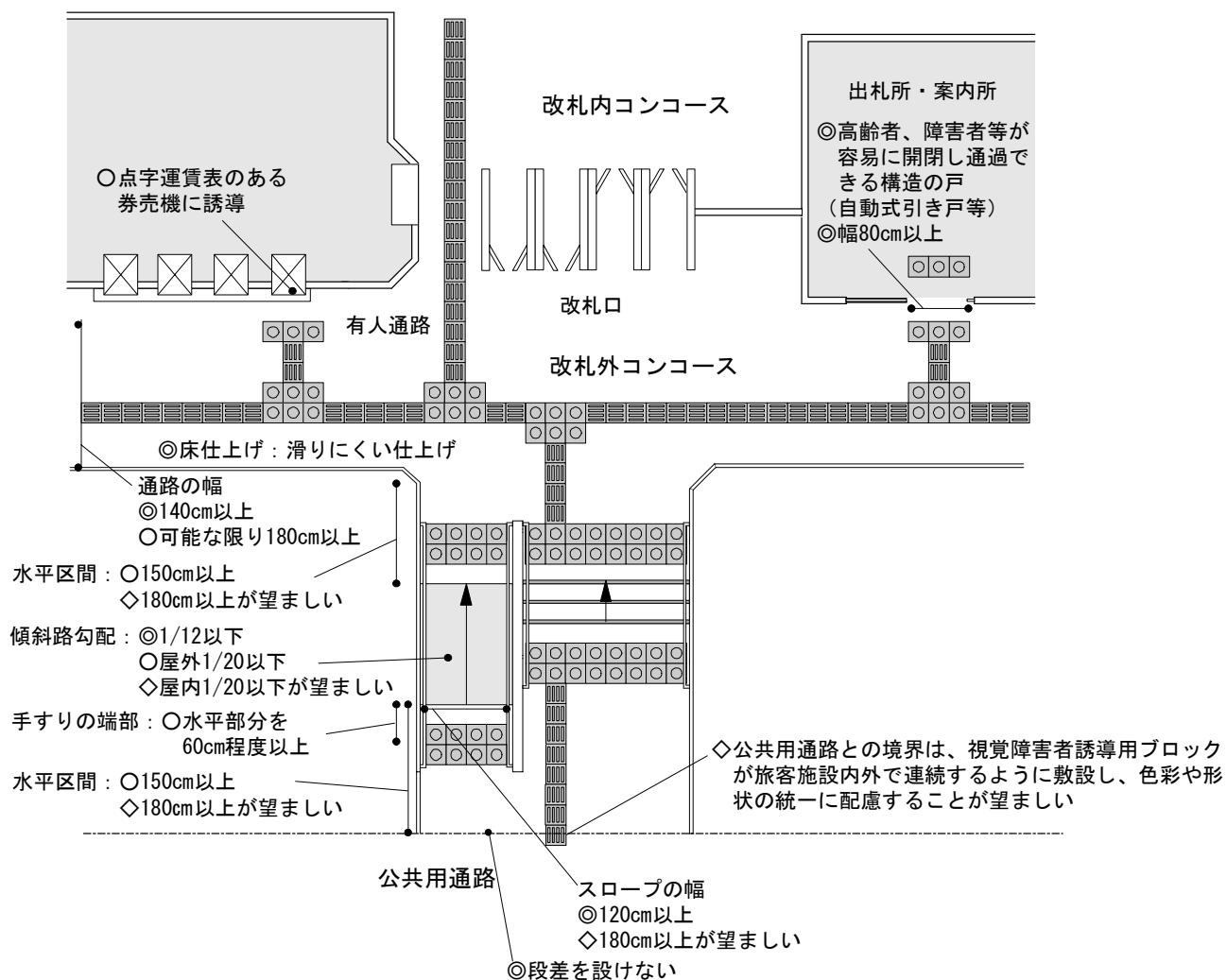
考え方	公共用通路との出入口については、高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部からアプローチしやすく、かつ、わかりやすい配置とする。 特に、車椅子使用者等が遠回りすることがないように、一般的な動線上の出入口を移動円滑化するよう配慮する。
-----	--

移動等円滑化基準		
(移動等円滑化された経路)		
第4条		
4 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
一 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。		
二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。		
イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。		
ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。		
三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。		
四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。		
ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
公共用通路との出入口の幅	◎車椅子使用者の動作に対する余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅 80cm 以上とすることができる。 ◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とすることが望ましい。	参考 2-1-2
段の解消	◎車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。 ○特に、公共用通路と旅客施設の境界部分については、管理区域及び施工区分が異なることによる段が生じないように、施設設置管理者間の協議により、移動等円滑化された経路の連続性を確保する。 ◇水処理、エキスパンションなどの関係から多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。	
戸	幅	
		◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅 80cm 以上とすることができる。

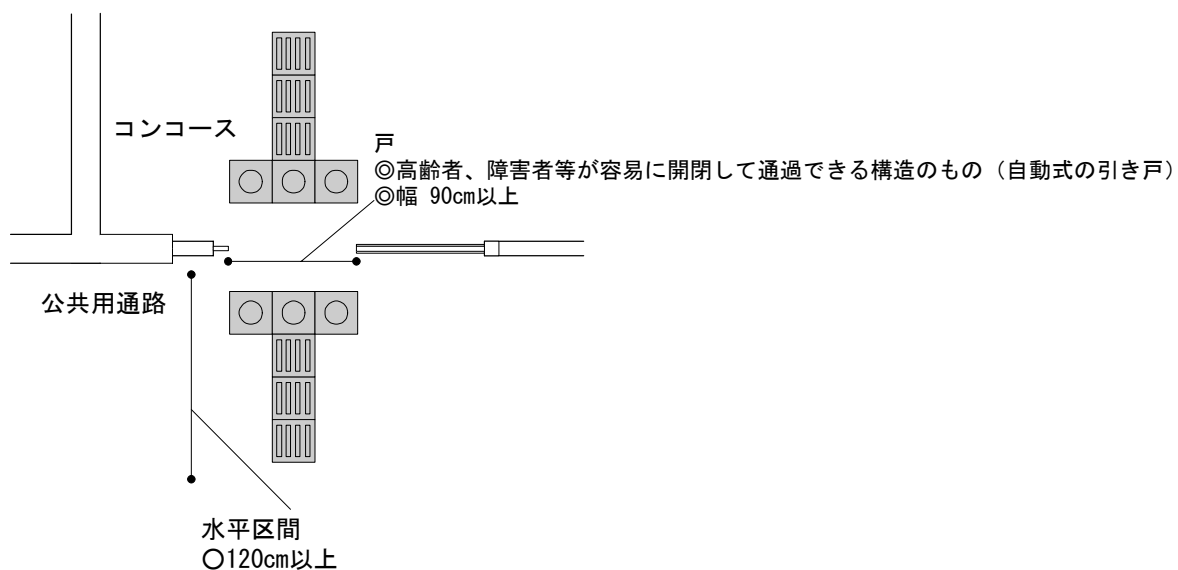
戸	開閉構造	◎自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。 ○1以上の戸は自動式の引き戸とする。 ○自動開閉装置は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。その場合には、戸の開閉速度を高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する（開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい）。ただし、人通りが多い場合はその限りではない。 ◇手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。	
	戸の前後の水平区間	○戸の前後には、車椅子1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平区間を設ける。 ◇自動式扉でない場合は、車椅子使用者の開閉動作のため車椅子が回転できる150cm以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。	
	構造	◎戸の下枠や敷居により車椅子使用者の通行の支障となる段を設けない。 ○戸の内部と外部で互いに確認できる構造とする。 ○戸が透明な場合には、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などをつけて識別できるようにする。	
床の仕上げ		◎床面は滑りにくい仕上げとする。	
溝ふた		○水切り用の溝ふたを設ける場合は、車椅子のキャスターや視覚障害者の白杖の先端が落ち込まない構造のものとする。	
ひさし		◇車椅子使用者や肢体不自由者、視覚障害者等は傘をさすことが難しいため、屋外に通じる旅客施設の出入口には大きめのひさしを設置することが望ましい。	
視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロックの敷設経路	「視覚障害者誘導案内用設備」（106ページ）参照	
	点状ブロックの敷設位置		

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導用ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

参考 2-1-2：公共用通路との出入口の例



■戸のある出入口の例



③乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口

考え方	乗車券等販売所、待合所、案内所の各施設の出入口については、高齢者、障害者等すべての人がアプローチしやすいものとする。 特に車椅子使用者等が遠回りすることがないように、動線上の出入口を移動円滑化するように配慮する。
-----	---

移動等円滑化基準

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第16条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

二 出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上であること。

ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上であること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

ハ ニに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ニ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

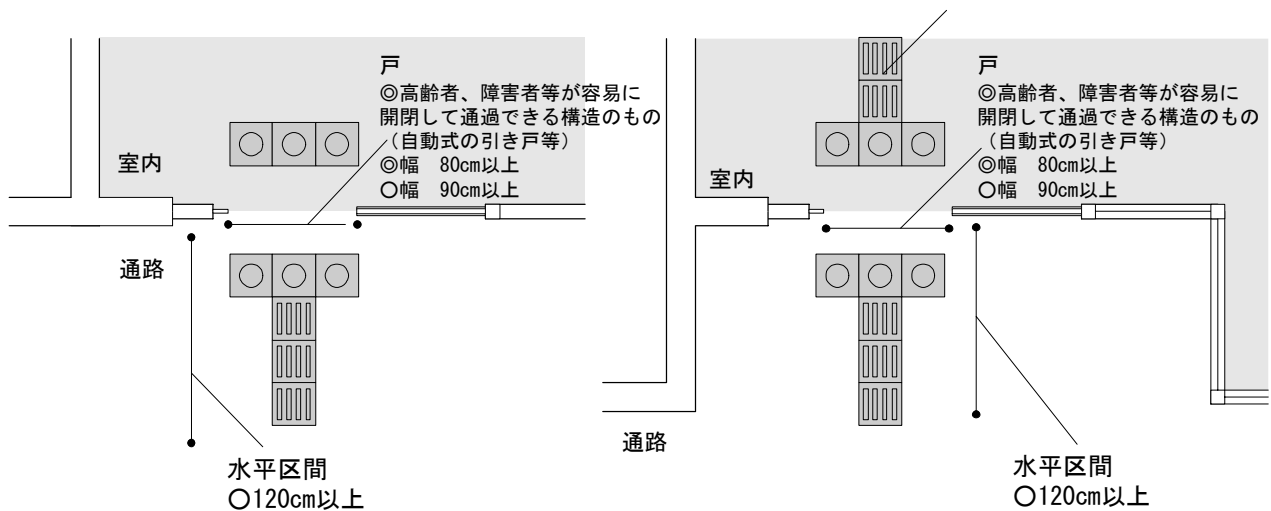
出入口の幅	◎有効幅 80cm 以上とする。 ○車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。	参考 2-1-3
段の解消	◎車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。 ◇水処理、エキスパンションなどの関係から多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。	
戸	幅 ◎有効幅 80cm 以上とする。 ○車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。	

戸	開閉構造	◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のもの（自動式の引き戸等）とする。 ○自動開閉装置を設ける場合は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。ただし、人通りが多い場合はこの限りでない。 また、戸の開閉速度を、高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する（開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい）。 ◇構造上やむを得ない場合以外は開き戸としないことが望ましい。なお、やむを得ず自動式の開き戸を設置する場合は、床面に開閉の軌道を表示するなど配慮する。また、手動式の引き戸の場合は、フリーストップ機能がついた半自動式にすることが望ましい。 ◇手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。	参考 2-1-4 参考 2-1-5
	水平区間	○戸の前後には、車椅子 1 台が止まることができるよう 120cm 以上の長さの水平区間を設ける。 ◇自動式扉でない場合は、車椅子からの開閉動作のため車椅子が回転できる 150cm 以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。	参考 2-1-6
	構造	◎戸の下枠や敷居により車椅子使用者の通行の支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。 ○戸の内部と外部が確認できる構造とする。 ○戸が透明な場合には、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにする。	
	床の仕上げ	◎床面は滑りにくい仕上げとする。	

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導用ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

参考 2-1-3：戸のある乗車券販売所、待合所、案内所の出入口の例

注：カウンター等へ視覚障害者を誘導する例



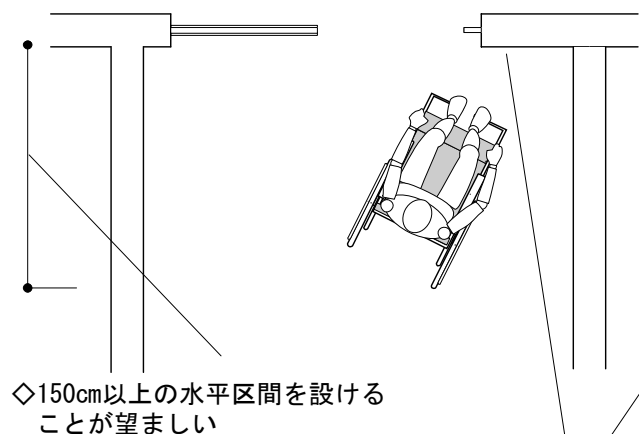
注：通路から出入口を後退させ、懷を設けた例

参考 2-1-4：自動式引き戸の留意点



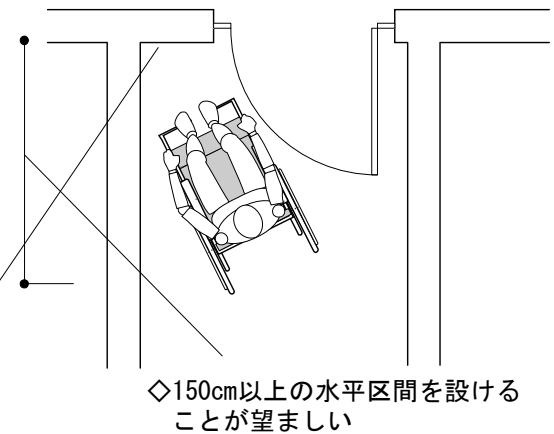
参考 2-1-5：手動式引き戸の留意点

（開閉動作のための望ましい整備内容）



参考 2-1-6：手動式開き戸の留意点

（開閉動作のための望ましい整備内容）



◇構造上やむを得ない場合以外は開き戸にしないことが望ましい。また、引き戸の場合はフリーストップ機能がついた半自動式にすると利便性が向上する。

④通路

考え方	高齢者、障害者等すべての人が旅客施設を円滑に移動できるよう、連続性のある動線の確保に努めることが必要である。動線は可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲がり角や壁、柱、付帯設備などが突出しないよう配慮する。
-----	--

移動等円滑化基準

(移動等円滑化された経路)

第4条

- 5 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 幅は、百四十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。
 - 二 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。
 - ロ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - 三 次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - 四 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - 五 照明設備が設けられていること。

(通路)

第5条 通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- 二 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。
 - ロ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

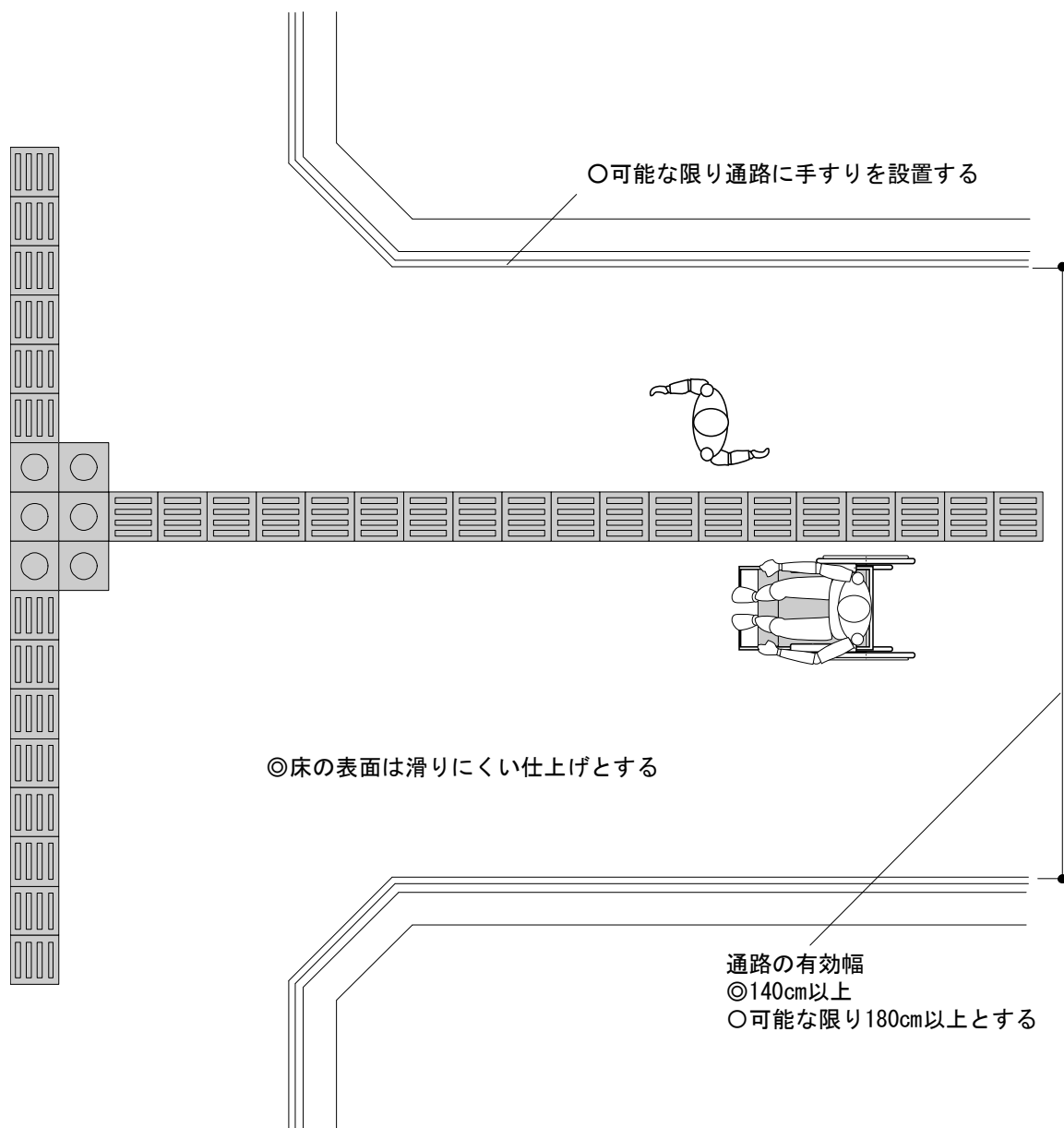
床の仕上げ	◎床の表面は滑りにくい仕上げとする。	参考 2-1-7
幅	◎有効幅 140cm 以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を 120cm 以上とする。 ○車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、可能な限り有効幅 180cm 以上とする。	
戸	◎有効幅 90cm 以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅 80cm 以上とする。	

戸	開閉構造	◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のもの（自動式の引き戸等）とする。 ○自動開閉装置を設ける場合は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。また、戸の開閉速度を、高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する（開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい）。 ◇手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。		
段の解消		◎同一フロアでは段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設する。 ◎段を設ける場合は、踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。また、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものとする。		
空中突出物		○原則として床から 200cm 程度の高さまでの間の空間に天井、壁面からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ 110cm 以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。		参考 2-1-8
手すり		○歩行に制約のある利用者に配慮して、可能な限り手すりを設置する。また、手すりをたどる経路上に支障となるものを設置しない。 ○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（例えば 2 段手すり等）とする。		参考 2-1-9
		高さ	○ 2 段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ：上段 H=85cm 程度、下段 H=65cm 程度。 ○一段の手すりとする場合：H=80～85cm 程度。	参考 2-1-10
		形状	○丸状で直径 3～4cm 程度とする。	
		材質	◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	
		位置	○手すりを壁面に取り付ける場合は、壁と手すりのあきを 5cm 程度とする。	参考 2-1-11
端部	○手すりの端部は、壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。			

手すり		点字	○視覚障害者の誘導動線となる通路の手すりには、行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ○2 段手すりの場合は、上段の手すりに設置する。 ○点字は、はがれにくいものとする。	参考 2-1-12
通路の明るさ		◎コンコースや通路には、照明設備を設ける。 ○高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110 に示された照度を参考とする。		参考 2-1-13 参考 2-1-14
視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロックの敷設経路	「視覚障害者誘導案内用設備」（106 ページ）参照		
	点状ブロックの敷設位置			

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導用ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

参考 2-1-7：移動等円滑化された経路を構成する通路の例

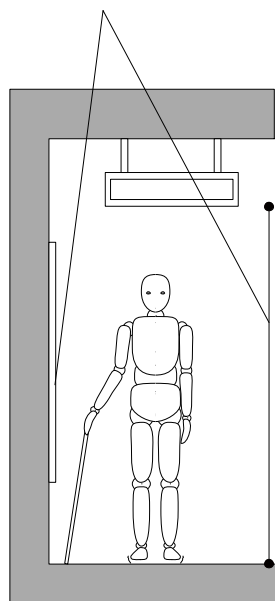


（コラム 1）床面、壁面への配慮事項

- ・ロービジョン者は視覚障害者誘導用ブロックを凹凸だけでなく明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト）によっても認識しているため、視覚障害者誘導用ブロックの周囲に視覚障害者誘導用ブロックと誤認するような床面装飾模様を施さない配慮が必要。
- ・誘導動線と直交するような縞状の模様や床色の塗り分けがあると、ロービジョン者は段差と誤認することがあるため、床面の塗色等の際には配慮が必要。
- ・床面と壁面が同色であるとロービジョン者は通路の縁端が視認できないことがあるため、床面と壁面の下部又は全体の輝度コントラストを確保することにより通路の縁端が明確に認識できるようにする配慮が必要。

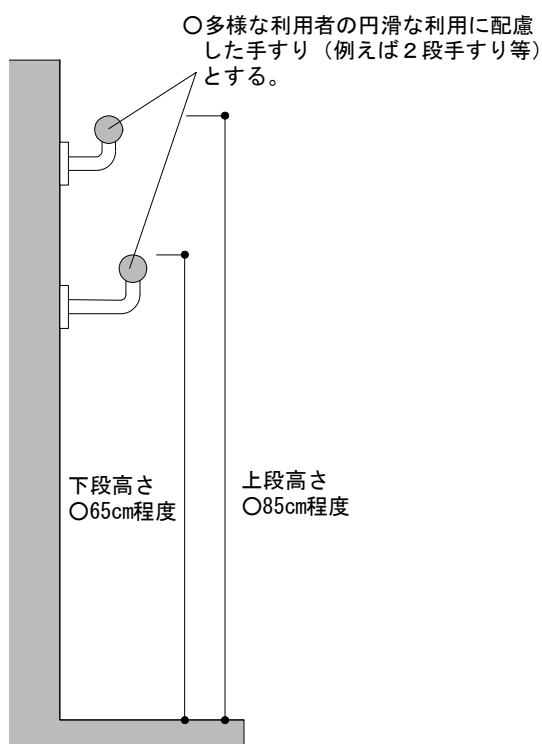
参考 2-1-8：空中突出物の留意点

- 空中突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突しないよう配慮する。



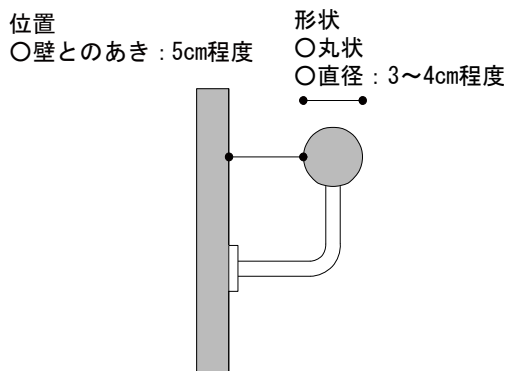
- 原則として床から高さ200cm程度の高さまでの間の空間に天井、壁面からの突出物を設けない。

参考 2-1-9：手すりの高さの例

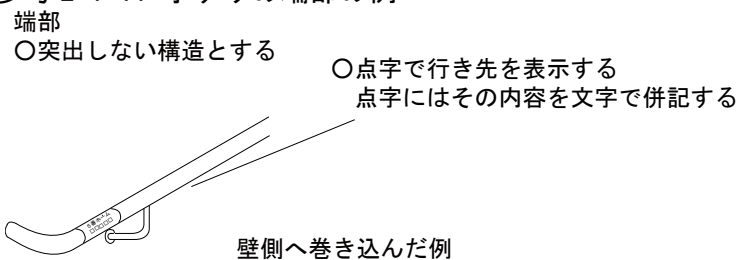


注) 上図は、直棒状の2段手すりを設置した場合の例

参考 2-1-10：手すりの位置と形状の例



参考 2-1-11：手すりの端部の例



点字の内容の墨字表記に加え、路線カラー等の情報も加えてわかりやすく表示している例。

(東日本旅客鉄道株式会社 川崎駅)

提供：東日本旅客鉄道株式会社

参考 2-1-12：手すりの点字表示（JIS T0921 抜粋）

手すりの点字表示は、次の JIS T0921 にあわせたものとする。詳細は JIS T0921 を参照のこと。

■点字の間隔

表 点字の点の間隔及びマスとマスとの間隔（単位 mm）

変数	説明	中心間距離
a	垂直点間隔（点 1 と点 2 との間隔）	2.2～2.8
b	水平点間隔（点 1 と点 4 との間隔）	2.0～2.8
p	マス間隔（点 1 と点 1' との間隔）	5.1～6.8
q	行間隔（点 1 と点 1'' との間隔）	10.0～15.0

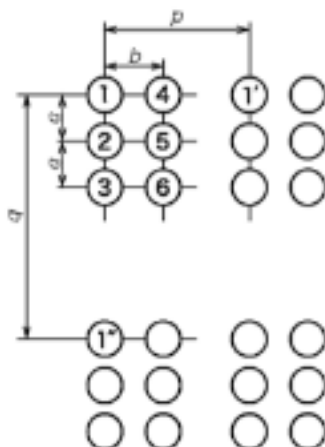


表 点字の水平点間隔（b）とマス間隔（p）との関係（単位 mm）

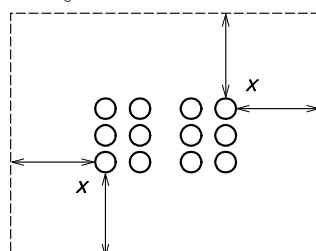
水平点間隔（b）	マス間隔（p）の範囲
2.0	5.1～6.0
2.1	5.2～6.1
2.2	5.4～6.2
2.3	5.6～6.3
2.4	5.8～6.3
2.5	6.0～6.3

■空白スペース

- 突起物によって点字解読時の指の動きに支障を与えないようにするために、空白スペースを設けなければならない。



- 一マス又は複数のマスの点字を独立して使用する場合は、空白スペース（x）として、少なくとも周囲を 6 mm ずつ空けることが望ましい。



x：空白スペース

■点字の断面形状

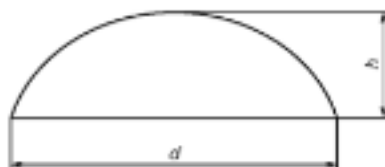
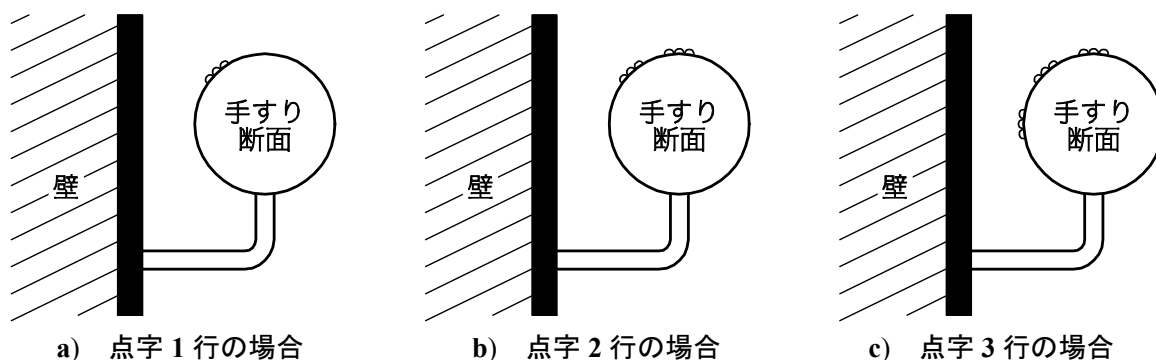


表 点字の直径及び高さ（単位 mm）

	中心間距離
d（底面の直径）	1.0～1.7
h（点の中心の高さ）	0.3～0.7

■手すりの点字表示例

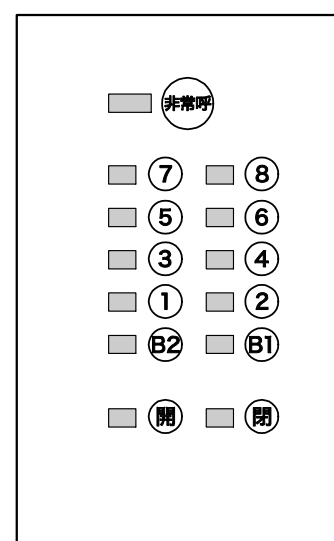


手すりの点字表示方法は、次による。

- ・点字は、手すりの長手方向と平行に表示することが望ましい。
- ・点字の行数は、3行以内とする。
- ・断面が円形状の手すり、点字の行数が1行の場合は、点字部分を手すりの真上より少し側壁に表示し、3行の場合は、3行目が手すりの真上になるように表示することが望ましい。上部が平面状の手すりの場合は、点字部分が平たん部からはみ出さないように表示する。

■エレベーターの点字表示

- ・乗り場では、探しやすい位置に現在階を点字表示する。また、呼ボタンの左側に“ウエ”，“シタ”と表示することが望ましい。ただし、ボタン形状が上若しくは下の方向を表す三角形，又は半円形の場合は，“ウエ”，“シタ”の点字表示はしなくてもよい。
- ・エレベーターのかご内の操作ボタンが縦配列の場合は、ボタンの左側に表示する
- ・かご内に横配列のボタンがある場合は、横配列のボタンの上側に点字表示する。
- ・かご内の操作ボタンのうち，“開”，“閉”，“非常呼”には，“アケ”，“シメ”，“ヒジョー”の点字表示をすることが望ましい。



部 に点字を表示する。

出典：JIS T0921 アクセシブルデザインー標識，設備及び機器への点字の適用方法

日本規格協会

参考 2-1-13：照度設定にあたっての配慮事項

- ・ロービジョン者の空間視認性を確保するためには十分な明るさが必要となるが、障害等によって、照度が低いと「暗すぎて見にくい」レベル、逆に照度が高すぎるために「明るすぎて見にくい」レベルが異なる。また、床面色・壁面色などによりまぶしさや視認性も変化する。今後、ロービジョン者や高齢者の見にくさに応じた適正照度に関する研究が進むことが望まれる。

(参考：岩田三千子「視認における輝度対比と適正照度の関係」－社団法人照明学会「ロービジョンを対象とした視環境計画に関する研究調査委員会報告書」2006年9月)

参考 2-1-14：照明計画による空間把握・視認性の向上例

- ・コンコースや通路、垂直移動設備、プラットホームなどの各空間・各設備の明るさを十分確保することは重要であるが、照度に限らず照明の配置などに配慮した照明計画が高齢者・ロービジョン者等が安心して安全に円滑に移動するための有効な手段となる。

<福岡市交通局 七隈線の照明計画>

七隈線のデザインポリシーである「ヒューマンライン＝人に優しく地域に根ざした公共交通機関」に基づき、16 駅各駅が建築と一体化し空間に調和することを基本としたデザインに統一され、形態や素材に特徴を持たせた空間を特化させる部位については、その特徴を生かした照明計画としている。

1. 標準駅

駅出入口上屋の照明には、高効率・長寿命・高演色な 42w コンパクト型 Hf 蛍光ランプ スポットライトを用い、空間の広がり感と明るさ感を高め、地下空間へ降りる不安感を少なくし、明るく自然な光環境を創出している（平均照度：300lx）。

コンコースの照明は、空間の広がり感を創出するため、壁面と天井面の境に建築と一体化した壁面照明（32WHf 蛍光ランプ 笠なし器具）を連続的に配置している。また、ベース照明は天井のモジュールに合わせた 45W コンパクト形 Hf 蛍光ランプ スクウェア 器具を規則的に配置し、行動のポイントとなる部分にダウンライトを記号的に配置することで利用者のスムーズな誘導を助ける役割を果たしている（平均照度：400lx）。

ホーム空間の照明は、32WHf 蛍光ランプ（5000K）によるライン照明で平均照度 300lx 以上を確保し、ホームドア前に設置した 35W セラミックメタルハイドランプ（3000K）で足元を明るく特化することで、乗降部をわかりやすくしている。また、明るさ感と広さを創出するため、天井面には間接照明（32WHf 蛍光ランプ 笠なし器具）を、柱部分には 16W コンパクト形 Hf 蛍光ランプ ダウンライトを配置している。

2. 天神南駅

本駅舎はロービジョン者の視点で安全性、情報性を最大の目的としてデザインされている。32WHf 蛍光ランプによる足元の間接照明は白い床を明るく照らし、安全への配慮のほか空間の明るさ感と清潔感に大きく寄与している。また、床にできた光のラインは誘導効果をもたらし、それ以外のベース照明はグレアレス器具（32～42w コンパクト形 Hf 蛍光ランプ ダウンライト）を使い、空間の光要素を減らすことでサインの視認性を高めている。

出典：三村 高志、小林 和夫「福岡市営地下鉄七隈線駅舎の照明」、照明学会誌、vol.90、No.4(20060401) pp. 193-194



階段脇をわかりやすく
示す照明デザイン



ホーム乗降位置を
示すスポット照明



誘導用ブロック及び出入口
を示す照明デザイン

提供：福岡市交通局

＜仙台市交通局 東西線の照明計画＞

2017 年 12 月に開業した東西線では、空間全体を活用した照明配置となっている。

1. 仙台駅

- ・オレンジ系の照明を用いて帯状に誘導している。また、白照明があることで全体的な照度確保がなされている。
- ・視覚障害者誘導用ブロックの動線が明確で分かりやすい。
- ・通路左側は、黒色のタイル、壁下の幅木部分と地の床や壁とのコントラストを確保しており、右側についても壁色と床色の境にコントラストを設けて空間認知がしやすい構造になっている。

2. 緑葉師堂駅

- ・ホームドアの上に白系の照明を設置し、空間の区分を明確にしている。



（仙台駅）空間誘導に役立つ照明デザイン



（緑葉師堂駅）ホームドア内側のと乗降位置の明るさを確保した照明

提供：仙台市交通局

⑤傾斜路(スロープ)

考え方	車椅子使用者に対しては、段を解消する傾斜路（スロープ）の設置が必要である。傾斜路（スロープ）の設置にあたっては、車椅子使用以外の障害者、高齢者、ベビーカー使用者等、すべての利用者が通過しやすい動線上に配置するとともに、幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮する。 また、手動車椅子使用者に対しては、長距離や急傾斜の傾斜路利用が困難であることに配慮する。 なお、移動等円滑化基準省令第6条で規定する傾斜路（スロープ）とは階段に代わり、またはこれに併設するものを指す。例えば、構造的にコンコース全体が傾斜状になっているもの、エレベーター等設備前のわずかなレベル差（10cm 程度）解消のためのすりつけ部分はこれに含まれない。
-----	--

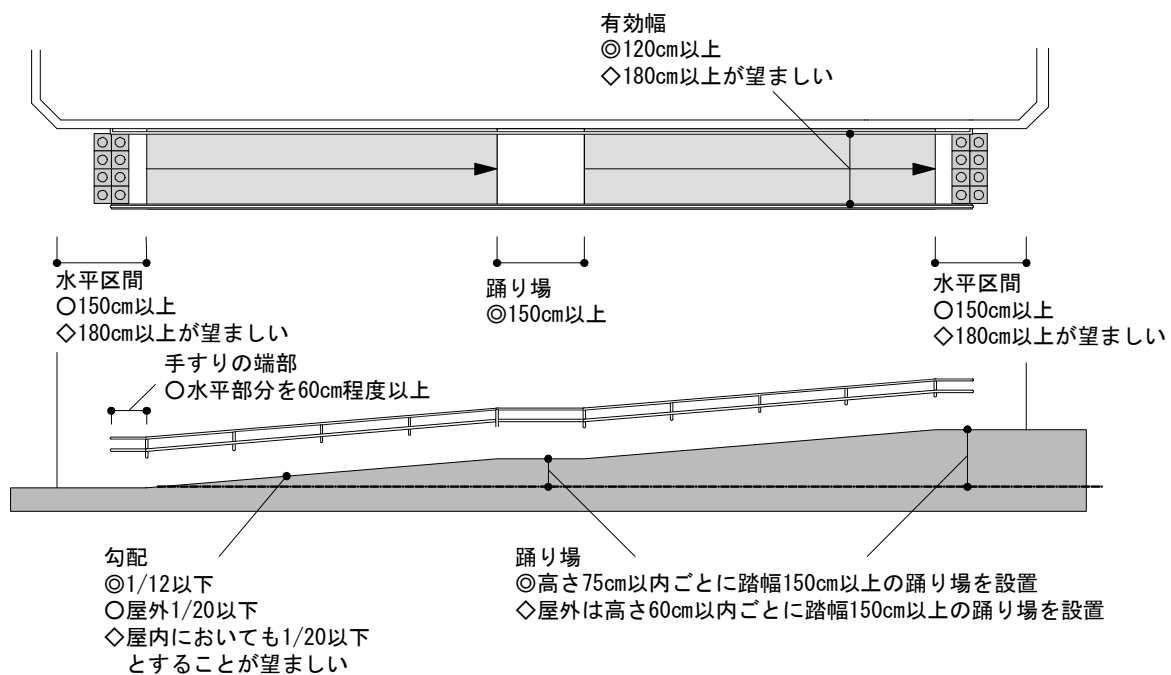
移動等円滑化基準		
（移動等円滑化された経路） 第4条 6 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 一 幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。 二 勾配は、十二分の一以下であること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一以下とすることができる。 三 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。 （傾斜路） 第6条 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 二 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 三 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。 四 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。		
ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
床の仕上げ	◎傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の床の表面は滑りにくい仕上げとする。	参考 2-1-2 参考 2-1-15
幅	◎移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の有効幅は 120cm 以上とする。ただし、段に併設する場合は、有効幅 90cm 以上とする。 ◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とすることが望ましい。	

勾配	◎移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の勾配は 1/12 以下とする。ただし、傾斜路の高さが 16cm 以下の場合は、1/8 以下とする。 ○屋外では 1/20 以下とする。 ◇屋内においても 1/20 以下とすることが望ましい。		参考 2-1-16
踊り場	◎車椅子使用者が途中で休憩できるよう、高さが 75cm を超える移動等円滑化された経路を構成する傾斜路では、高さ 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊り場を設ける。 ◇車椅子使用者が途中で休憩できるよう、屋外では高さ 60cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊り場を設けることが望ましい。		
端部	○傾斜路の端部は床に対して滑らかに接する構造とする。		
水平区間	○他の通路と出会う部分に、通路を移動する人と車椅子使用者が衝突しないよう、長さ 150cm 以上の水平区間を設ける。 ◇車椅子使用者のより円滑な利用を想定し、長さ 180cm 以上の水平区間を設けることが望ましい。		
勾配区間の識別	◎傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。		
立ち上がり部	◎傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の両側には壁面又は立ち上がり部を設ける。 ○側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ 35cm 以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設ける。		
手すり	◎傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の両側に手すりを設置する。 ○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（例えば 2 段手すり等）とする。		
	高さ	○ 2 段手すりとした場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ：上段 H=85cm 程度、下段 H=65cm 程度	
	形状	○丸形で直径 3～4cm 程度とする。	
	材質	◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。	
	位置	○手すりを壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを 5cm 程度とする。	
	端部	○手すりの端部は壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。 ○始末端部においては、手すりの水平部分を 60cm 程度以上とする。	
	点字	○視覚障害者を誘導する傾斜路の上段の手すりにスロープの行き先を点字で表示する。点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ○点字は、はがれにくいものとする。	

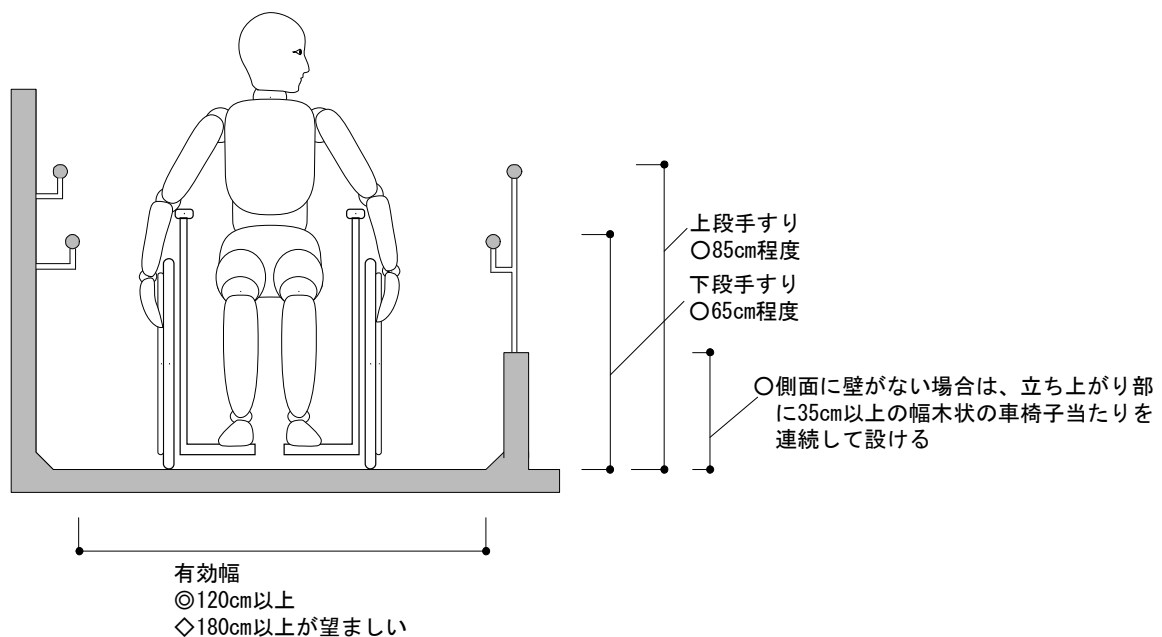
ひさし		○車椅子使用者や肢体不自由者等は傘をさすことが難しいため、屋外に設置する場合は、屋根又はひさしを設置する。	
視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロックの敷設経路	「視覚障害者誘導案内用設備」（106 ページ）参照	
	点状ブロックの敷設位置		

＊：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導用ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

参考 2-1-15：移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の例



注）上図は、直棒状の2段手すりを設置した場合の例



注）上図は、直棒状の2段手すりを設置した場合の例

参考 2-1-16 : 勾配区間の識別例

- ・ 傾斜路の存在を容易に識別できるよう、勾配部分と接続する通路・水平部分との輝度コントラストを確保。
- ・ 傾斜路の上端及び下端に接続する通路部に点状ブロックを敷設。



(名古屋鉄道犬山線 徳重・名古屋芸大駅)



(名古屋鉄道名古屋本線 国府宮駅)

提供：名古屋鉄道株式会社

(コラム 2) 床面、側壁への配慮事項

- ・ 床面と側壁が同色であるとロービジョン者は通路の縁端が視認できないことがあるため、床面と側壁の下部又は全体の輝度コントラストを確保する等により床の端が明確に認識できるようにする配慮が必要。

⑥階段

考え方	階段は、移動時に最も負担を感じる箇所であるため、特に高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、視覚障害者の円滑な利用に配慮する必要がある。特に手すりの高さや階段の滑りにくさ等について配慮が必要であるが、これらはすべての利用者にとっても効果的である。
-----	--

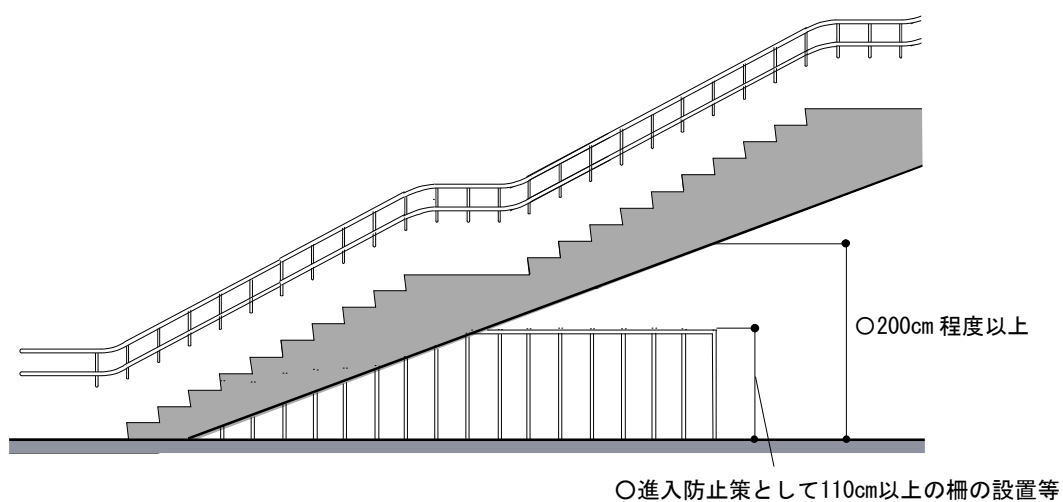
移動等円滑化基準		
(階段)		
第8条 階段（踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。		
一 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
二 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。		
三 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
四 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。		
五 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。		
六 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。		
七 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。		
八 照明設備が設けられていること。		
ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
形式	◎踏面の形状が一定していないため、回り段は避け、直階段又は折れ曲がり階段とする。	
幅	○有効幅 120cm 以上とする。 ◇2 本杖使用者の利用を考慮し、有効幅 150cm 以上とすることが望ましい。	
手すり	◎手すりを両側に設置する。 ○視覚障害者が階段の勾配を知り、ガイドとして伝って歩くことに配慮し、また、高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者が、上り、下りの両方向において体勢を継続的に安定させながら利用することができるよう、円滑な利用に配慮した手すり（例えば直棒 2 段手すり等）を設置する。 ○階段の幅が 400cm を超える場合には、中間にも手すりを設置する。	
	高さ	○2 段手すりとした場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ：上段 H＝85cm 程度、下段 H＝65cm 程度。
	形状	○丸形で直径 3～4cm 程度とする。
	材質	◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。
	位置	○手すりを壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを 5cm 程度とする。
	端部	○手すりの端部は、壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。 ○始末端部においては階段の開始部より手前から設置し、手すりの水平部分を 60cm 程度とする。

手すり	点字	◎視覚障害者のために、手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。 ○上記点字は、階段始末端部の点状ブロックの敷設された範囲近くの手すりの端部（水平部分）に表示する。 ○点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ○点字は、はがれにくいものとする。	
蹴上げ・踏面	寸法	○蹴上げ：16cm 程度以下 踏面：30cm 程度以上	参考 2-1-19
	段鼻	◎段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものは設けない。 ○蹴込み板を設ける。	
	踏面の仕上げ	◎滑りにくい仕上げとする。	
	輝度コントラスト	◎踏面の端部（段鼻部）は、全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。 ○踏面の端部（段鼻部）は、全長にわたって十分な太さ（幅 5cm 程度）とする。 ○踏面の端部（段鼻部）の色は始まりの段から終わりの段まで統一された色とする。 ○この識別部分は、汚損・損傷しにくいものを用いる。	参考 2-1-21
立ち上がり部	◎階段の両側には、立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ○側面に壁面がない場合は、5cm 程度まで立ち上がり部を設ける。		参考 2-1-20
階段始末端部の水平部分	◇階段の始点、終点は、通路から 120cm 程度後退させ、平坦なふところ部分をとることが望ましい。		
踊り場	○高さ概ね 300cm 以内ごとに踊り場を設置する。 ○長さは 120cm 以上とする。 ○壁側の手すりは連続して設置する。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		
明るさ	◎階段には照明設備を設ける。 ○高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110 に示された照度を参考とする。		
階段下	○視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、階段下に十分な高さ（200cm 程度の範囲内）のない空間を設けない。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、高さ 110cm 以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。		参考 2-1-17

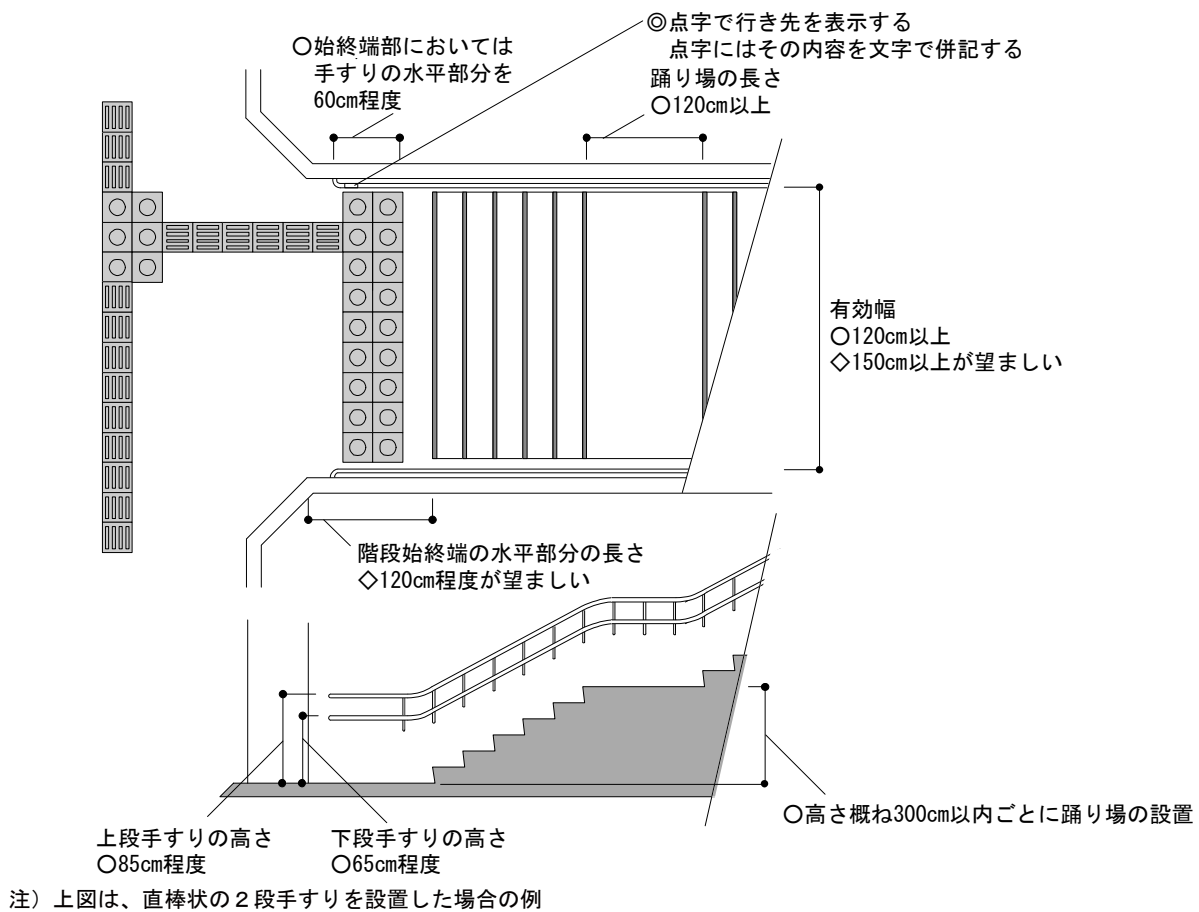
視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロックの敷設位置	「視覚障害者誘導案内用設備」(106 ページ) 参照	
	点状ブロックの敷設位置		

＊：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導用ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

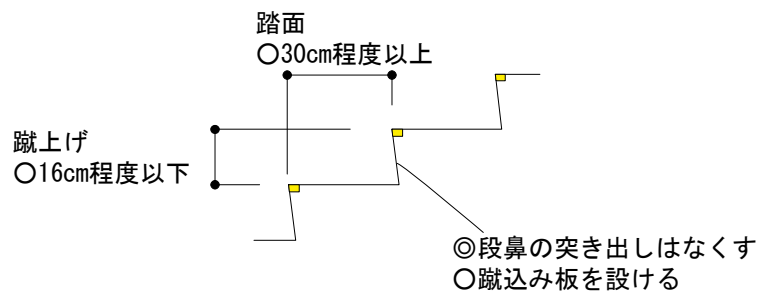
参考 2-1-17：階段下の空間に柵等を設ける



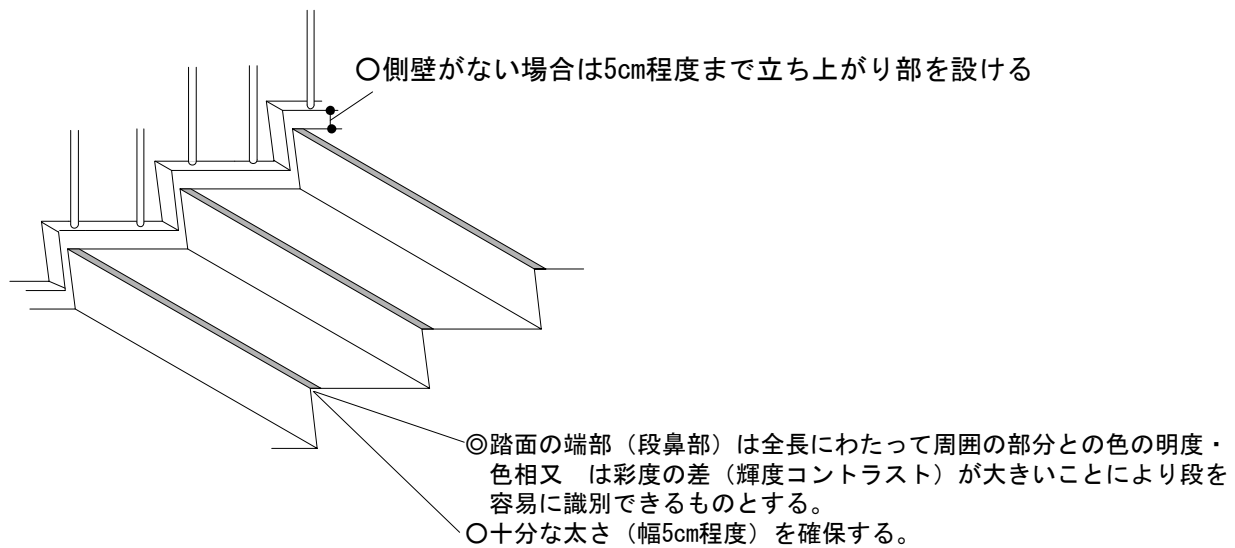
参考 2-1-18 : 階段の例



参考 2-1-19 : 蹴上げ・踏面の例



参考 2-1-20 : 踏面端部の例



参考 2-1-21 : 踏面端部（段鼻部）の識別しやすい例



（コラム3）階段、段鼻への配慮事項

- ・段鼻部の識別に加え、手すり下付近に、黄色や黄色／赤色のマーキングにより、ロービジョン者等の視認性に配慮した例。段鼻は無彩色としてしている。（写真右上）
- ・手すりを目立つ色とし、段の蹴上げ側から見た場合も段鼻部の視認性を確保している。（写真左下）
- ・手すり下部に照明をつけて、段の識別をしやすくしている。（写真右下）

⑦昇降機(エレベーター)

考え方	エレベーターは、車椅子使用者の単独での利用をはじめ、車椅子使用以外の障害者、高齢者、ベビーカー使用者等、すべての利用者に対して有効な垂直移動手段である。このためエレベーターは、すべての利用者が安全に、かつ容易に移動することができるようにきめ細かな配慮が必要である。 エレベーターの配置にあたっては、主動線上から認識しやすい位置に設置し、すべての利用者が容易に利用できるよう配慮する。 また、エレベーターの前には、エレベーター利用以外の旅客の動線と交錯しないようスペースを確保する。なお、利用者動線や車椅子使用者の円滑な移動の観点から、スルー型エレベーターが設置可能な場合は、スルー型エレベーターが望ましい。また、直角二方向出入口型エレベーターの設置は、他の方式のエレベーターの設置が構造上もしくは安全上困難な場合及び車椅子使用者が円滑に利用できるかごの大きさの場合に限定する。
-----	---

移動等円滑化基準

(移動等円滑化された経路)

第4条

7 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。
- 二 かごの内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
- 三 かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 四 かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。
- 五 かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。
- 六 かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。
- 七 かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。
- 八 かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。
- 九 かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。
- 十 かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。
- 十一 乗降ロビーの幅は百五十センチメートル以上であり、奥行きは百五十センチメートル以上であること。
- 十二 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。

8 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、かごの内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

かごの大きさ

- ◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかごの内法幅は、140cm 以上、内法奥行き 135cm 以上（11 人乗り程度）とする。ただし、スルー型など出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造と開閉するかごの出入口を音声で知らせる設備が設けられているものにあつては、この限りでない。
- ◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、かごの内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。
- 直角二方向出入口型エレベーターの設置は、他の方式のエレベーターの設置が構造上もしくは安全上困難な場合及び車椅子使用者が円滑に利用できるかごの大きさの場合に限定する。
- 旅客施設においてエレベーターを設置する場合には、当該旅客施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数並びに、かごの内法幅及び内法奥行きを検討する。かごの大きさについては、以下の表も参考にし、設置するエレベーターのかごの内法幅及び内法奥行きの大きさを選定する。

<エレベーターのかご及び昇降路寸法[JISA4301]抜粋>

最大定員[人]	かごの内法幅[cm]	かごの内法奥行き[cm]	備考
11	140	135	
13	160	135	
15	160	150	
17	180	150	アクセシビリティ・ガイドライン*における標準
	200	135	
20	180	170	
	200	150	
24	200	175	アクセシビリティ・ガイドライン*における推奨
	215	160	

必要に応じて、上記以上の大きさも考慮する。

※公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」（開催地に求められるアクセシビリティに関する指針を示したもの）

- ◇利用者動線や車椅子使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設置することが望ましい。
- ◇緊急時の対応等に配慮し、可能な箇所には、ストレッチャーを乗せることができる、奥行きのあるエレベーターを導入することが望ましい。

参考 2-1-22
参考 2-1-23
参考 2-1-24

参考 2-1-25

かご及び昇降口の 出入り口の幅	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの出入口の有効幅は 80cm 以上とする。 ◇車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とすることが望ましい。	参考 2-1-22
鏡	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターにおいて、出入口同方向型（一方向型）のエレベーターには、かご正面壁面又はかご壁面上部に、出入口の状況（特に足元）が把握できるよう、大きさ、位置に配慮して鏡を設置する。（ステンレス鏡面又は安全ガラス等） ○出入口同方向型（一方向型）のエレベーターのかご正面壁面に設置する鏡は、車椅子使用者が後退時に出入口付近（特に足元）を確認できるよう、床上 40cm 程度から 150cm 程度までのものとする。 ○スルー型や直角二方向出入口型のエレベーターには、車椅子使用者の利用時の背後の状況（特に足元）が把握できるよう大きさ、形状、位置に配慮して鏡を設置する。（ステンレス鏡面又は安全ガラス等）	参考 2-1-24 参考 2-1-26 参考 2-1-27
外部との連絡	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、防犯や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等による窓等を設けることにより外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス等による窓等を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。 ◇かご外部から、かご内の車椅子使用者や小児、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から 50cm 程度が望ましい。 ◇聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい。 ・故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的にかご内にその旨の表示を行うか、かご内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。 ・かご内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な（緊急連絡を必要としている者が聴覚障害者であることが判別できる）ボタンを設置する。 ・係員に連絡中である旨や係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。	参考 2-1-23
手すり	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内には手すり（握り手その他これに類する設備を含む）を出入口の戸のある側以外の壁面に設ける。 ○高さ 80cm～85cm 程度に設置する。 ○握りやすい形状とする。	参考 2-1-22 参考 2-1-24

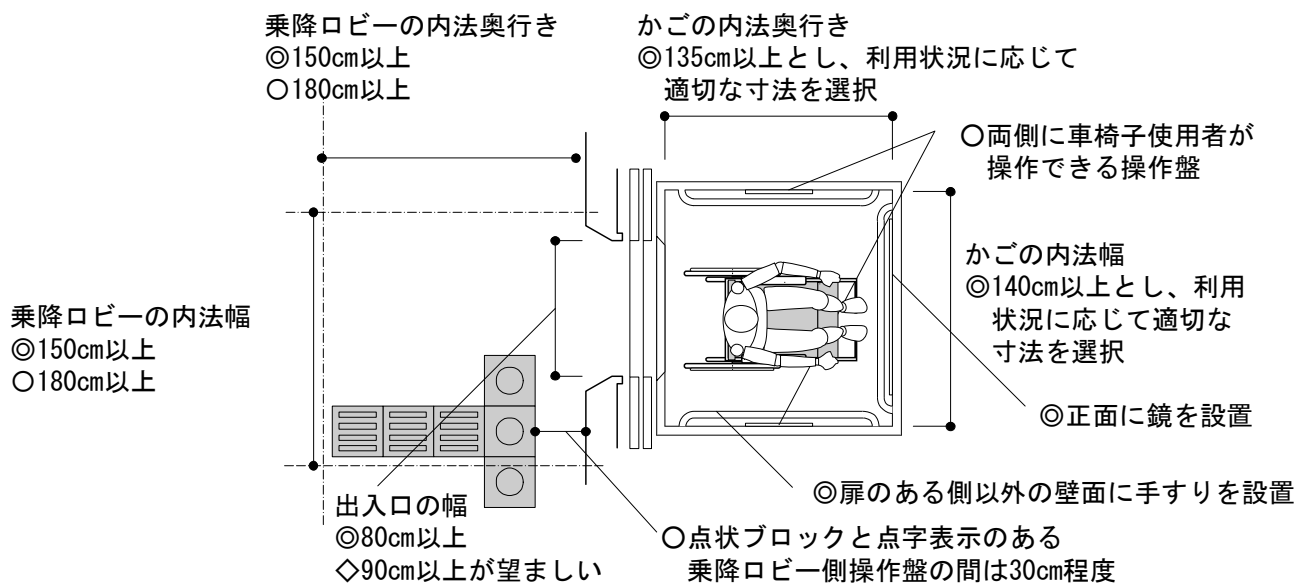
表示	表示	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内に、かごの停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設置する。 ◇聴覚障害者が定員超過であることが確認できるよう、かご内操作盤付近の見やすい位置に過負荷の文字表示装置を設置することが望ましい。 ◇表示画面の配色については、参考 2-2-5 を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の利用者に配慮することが望ましい。	参考 2-1-28
	音声等	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内に、かごの到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける。 ◇到着階に何があるか（地上出口、改札口等）具体的に音声案内することが望ましい。 ○スルー型エレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声で知らせることとする。その際、視覚障害者に配慮した案内内容とする。	参考 2-1-29
操作盤	ボタン	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターには、かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとする。 ○操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 ○音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが分かるものとする。 ◇かご内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない人もボタンの識別ができるよう階の数字等を浮き出させること等により分かりやすいものとすることが望ましい。 ◇ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものであることが望ましい。	
	車椅子対応	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設置する。 ○かご内に設置する操作盤は、かごの左右に設置する。設置高さは 100cm 程度とする。 ○乗降ロビーに設置される操作盤は、車椅子使用者が操作しやすいように配慮する。設置高さは 100cm 程度とする。 ◇ドアが開いた状態は最低 4 秒維持するものとし、車椅子使用者対応の主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる（10 秒以上）機能を設置することが望ましい。	

操作盤	点字	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とする。 ○かご内操作盤の各操作ボタン（階数、開、閉、非常呼び出し、インターホン）には、縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。
光電安全装置		○かごの出入口部には、乗客の安全を図るために、戸閉を制御する装置を設ける。高さは、車椅子のフットサポート部分と身体部の両方の高さについて制御できるようにする。なお、機械式セーフティーシューには、光電式、静電式または超音波式等のいずれかの装置を併設する。
管制運転による異常時表示		○地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。
乗降ロビー	広さ	◎車椅子が回転できる広さ（幅 150cm 以上、奥行き 150cm 以上）を確保する。 ○電動車椅子が回転できる広さ（幅 180cm 以上、奥行き 180cm 以上）を確保する。 ○新設等の場合には、乗降ロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。 ○既存施設であって乗降ロビー付近に下り階段・下り段差が存在する場合には、参考 2-1-30（＜エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性＞）を参考として、その間には十分な広さの空間を設ける。 ◇この場合、利用者の安全を確保する観点から、転落防止ポールの設置等の転落防止策を併せて講ずることが望ましい。
	表示	○障害者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。
	音声	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる設備を設ける。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。
視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロックの敷設経路	「視覚障害者誘導案内用設備」（106 ページ）参照
	点状ブロックの敷設位置	

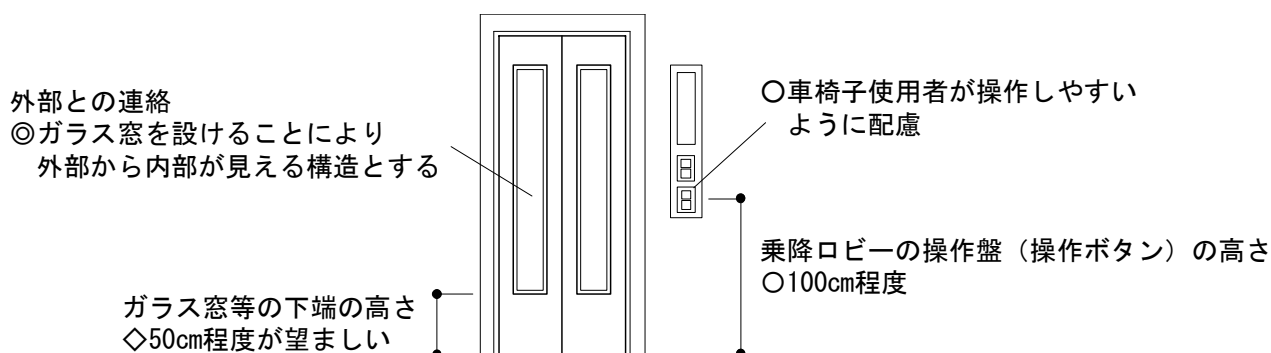
参考 2-1-30

＊：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導用ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

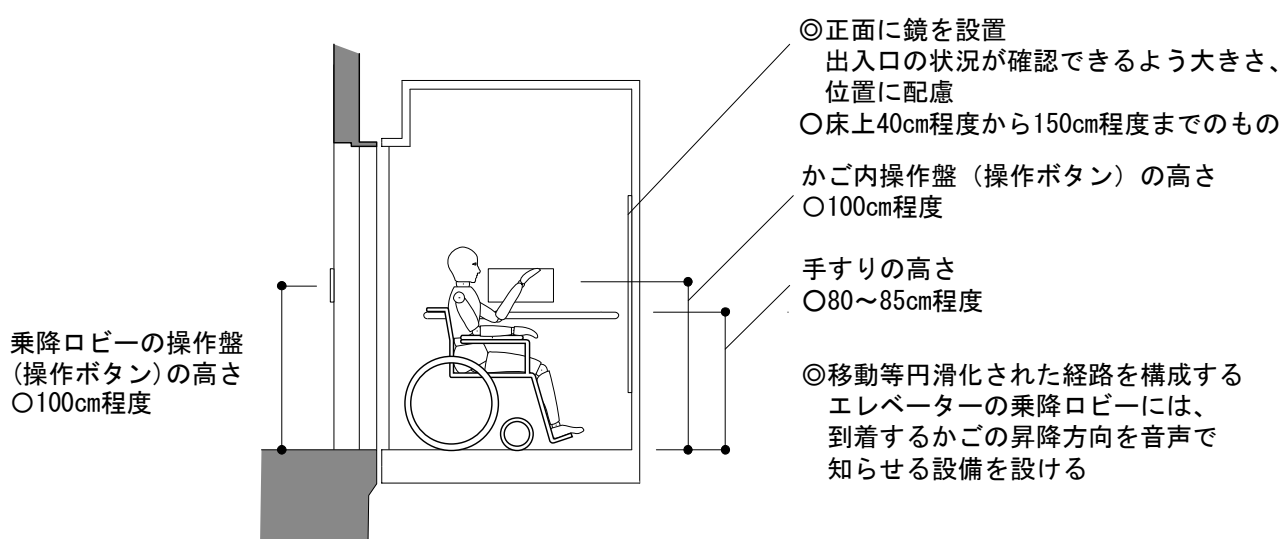
参考 2-1-22 : エレベーターの平面の例



参考 2-1-23 : エレベーターの正面の例



参考 2-1-24 : エレベーターの断面の例



参考 2-1-25 : 大型エレベーター・ストレッチャー対応型エレベーターの例

- ・ 11 人乗り（140cm(W)×135cm(D)）のエレベーター（スルー型や直角 2 方向出入口型以外のエレベーター）を電動車椅子使用者が利用する場合には、内部での転回が困難であるためバックにより退出する必要がある。
- ・ 一部の旅客施設では、15 人乗り以上、さらには 18 人乗り以上のストレッチャー対応型エレベーターの設置事例が見られる。このようなエレベーターの設置により、緊急時におけるストレッチャー利用や電動車椅子利用時におけるかご内部での転回が可能となる。また、車椅子使用者と他の旅客によるエレベーターの同時利用が可能となる。
- ・ ストレッチャーの一般的な大きさは全長 190cm 程度、全幅 60cm 程度である。
- ・ 安全性・利便性向上、輸送力向上、移動等円滑化の観点から、より大型のエレベーターを設置することが望ましい。また、利用者動線や車椅子使用者が内部で転回することなく利用できる等の観点からスルー型が有効な場合は、その設置を検討する。

（コラム 4）複数エレベーターを設置した事例及び大型エレベーターを新設した事例

<阪急電鉄 六甲駅の例>

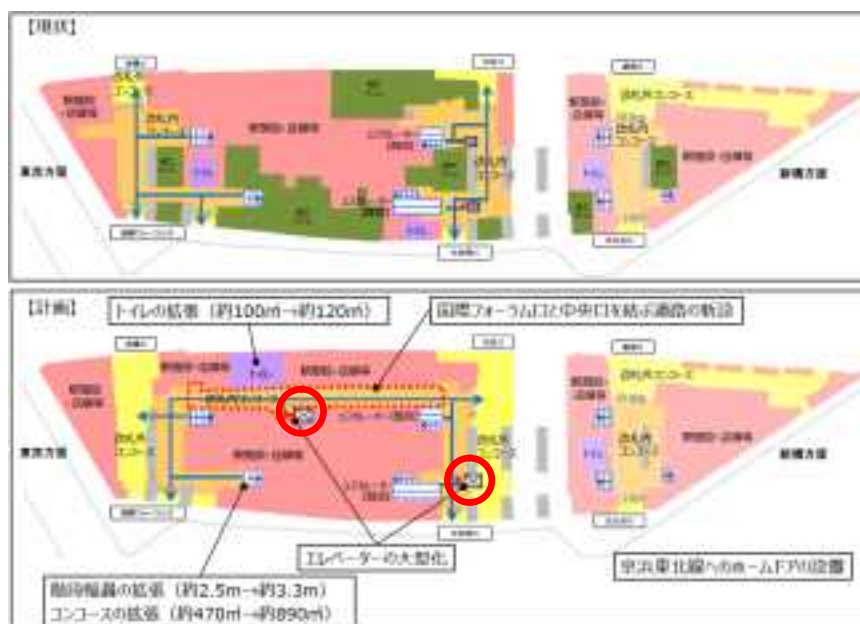
- ・ エレベーター利用者が多くても、建物の構造上、大型エレベーターを導入できない箇所もある。ここに紹介する旅客施設では、高速のスルー型 11 人乗りエレベーターを 2 基設け、それぞれの待機する階を地上出入口と改札階に分け、乗客の待ち時間を短縮している。



提供：阪急電鉄株式会社

<東日本旅客鉄道 有楽町駅の例>

- ・ エレベーター利用者の増加に伴う待機列の解消のため、エレベーターを大型のものとし、バリアフリー設備を拡充した。



提供：東日本旅客鉄道株式会社

(コラム 5) 開口部に袖壁無のエレベーターを設置した事例

- ・ 空港の事例：

車椅子使用者の出入りのしやすさ、カートやキャリーバックの利用状況を考慮した構造となっている。



提供：東京国際空港ターミナル株式会社

(コラム 6) ハンドル形電動車椅子の対応について

- ・ 平成 28 年度に検討された、ハンドル形電動車椅子による公共交通利用の際の要件の見直しにおいて、「ハンドル形電動車椅子の公共交通利用に関する調査検討報告書」（平成 29 年 3 月：国土交通省総合政策局安心生活政策課）では、以下のように示されている。

ジョイスティック形電動車椅子、手動車椅子と同様、段差が解消された駅をハンドル形電動車椅子の利用可能な鉄道駅とすることを原則とする。なお、鉄道事業者は駅の構造上の問題や、工事中などで利用できない時などには、利用できない理由を予めホームページ等で周知した上で、利用者からの問い合わせに対し、具体的に説明することとする。

- ・ 例えば直角二方向出入口型エレベーター等を設置する際に、誰もが利用できる仕様とすることが原則であるが、万が一、構造上の問題でサイズの大きな車椅子での利用が困難な場合には、その旨をホームページ等で情報提供する必要がある。

参考 2-1-26：かご内正面に低い位置まで鏡を設置したエレベーターの例
＜福岡市交通局 七隈線エレベーター＞



提供：福岡市交通局

参考 2-1-27：直角二方向出入口型エレベーターに設置された凸面鏡の例

○直角二方向型エレベーターにおいても、背面方向出入口の旅客の利用状況や床等が見やすい設置位置、形状に配慮する。

＜東京都交通局 板橋区役所前駅 直角二方向型エレベーター＞



ハンドル形電動車椅子で利用する場合も
切り返しを行うことで使用可能なサイズ
となっている。

参考 2-1-28：聴覚障害・ロービジョン者・色覚異常の利用者等に対応したエレベーターかご内の大型文字表示の事例

＜液晶画面による輝度コントラストを確保した表示・操作ボタン＞



- ・操作ボタンと液晶表示の文字色に、数字の誤認識が少ないフォントと高い輝度コントラスト（明度差7）を確保した文字表示を採用している。
- ・非常時の誘導案内などエレベーターの状況をリアルタイムに液晶表示している。

提供：株式会社日立製作所

＜大型文字表示・点滅による表示＞

中部国際空港では、操作ボタンのわかりやすさ、音声、文字表示について充実が図られている。

- ・満員／地震／停電／火災
- ・こちらのドアがひらきます
- ・係員が向かっています
- ・しばらくお待ちください
- ・ドアが開いたら降りてください
- ・非常ボタンを押してください 等



出典：中部国際空港株式会社「セントレアとユニバーサルデザイン」

<聴覚障害者に対応したボタンの配置（東京国際空港）>

■カゴ内操作盤

POINT

「聴覚ボタンを押すと、液晶モニターに対応状況が表示されるが、扉上部では気付かない可能性がある為、液晶モニターの位置はボタンの上部が良い」との意見があったが、今回計画では操作盤が正面ではなく壁側にある為、普段の見易さを考慮し扉上部に設ける計画とした。

但し、聴覚障害者への対応として、聴覚ボタンが押された場合には、ボタン自体を点滅させることで、防災センターが認知していることを伝える計画とした。また、防災センターにて聴覚ボタンが押されたことを確認した後、液晶モニターに「係員が向っています」との文字を点滅表示させカゴ内に居る聴覚障害者に安心感を与え、同時に係員自体はそのまま現地に急行する運用としている。

聴覚ボタン

非常ボタン
非常ボタン
聴覚ボタン 説明文

2,000
階床案内名板
行先階ボタン

戸開ボタン
戸閉ボタン

非常ボタン Emergency button

聴覚障害者の方は押してください。押し続けると外部と連絡ができます。
押し続けると係員が来ます。 Emergency call button
Emergency button for hearing impaired customers



[聴覚ボタン、非常ボタンの説明文]

聴覚ボタンが押されると

- ・防災センターに信号発報し、かご内モニターには「係員が向かっています」という表示が出る
- ・防災センターの係員がインターホンで呼びかけても応答がない場合、現地に赴いた係員が対応する

非常ボタンが押されると

- ・かご内モニターに「耳の不自由な方は(図:聴覚ボタン)を押し続けてください」と表示される
- ・聴覚ボタンが押された場合は、上記「聴覚ボタンが押されると」と同様の流れとなる
- ・聴覚ボタンが押されなかった場合は、防災センターの係員がインターホンで確認を取り、応答がない場合は現地で対応する

[正カゴ操作盤（左）、副カゴ操作盤（右）]

提供：東京国際空港ターミナル株式会社

(コラム 7) 防水機能のあるボタン

屋外にあるエレベーターでは、防水のために押し込むタイプのボタンを設けている場合がある。口径が狭く指先だけで押し込まなければならないものだと、手や指が不自由な利用者にとって不便なため、ボタン回りの丸枠部分を低くするなど操作しやすいボタンであることが望ましい。



凸状で押しやすいボタン

参考 2-1-29 エレベーターかご内の音声案内の例

＜停止する階が2つである場合（国土交通省実証実験結果を踏まえた整備の方向性）＞

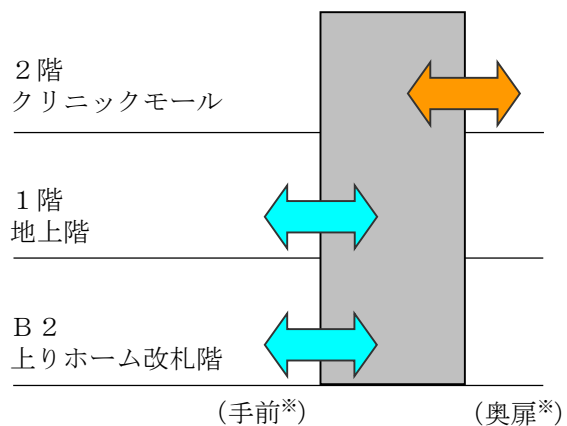
■表現

- ・エレベーターの開扉方向の案内放送は、「乗り口と反対側」など、乗った位置を元にした具体的な文章表現とし、「こちら側」などの音声案内装置の位置を基にした抽象的な文章表現を避ける。
- ・直角方向のエレベーターの開扉方向の案内放送は、「乗り口から見て右側」など、乗った位置を基にした具体的な文章表現とする。
- ・文章表現は誰でもわかりやすい平易なものとする。

■タイミング

- ・エレベーターの開扉方向の案内放送は、できるだけ乗った時と降りる時両方に案内をする。
- ・乗った時と降りる時両方の案内が難しい場合は、乗った時に案内をする。

<停止する階が3つである場合の例>



※ここでは便宜上B2と1階の扉を手前と呼ぶ

<下へ移動するときのアナウンス>

		手前スピーカー	奥扉スピーカー
①	2階を出て 1階に行く時		下へ参ります 反対側のドアが開きます
②	1階に着く直前	こちらのドアが開きます	
③	1階を出て B2へ行く時	1番線ホーム改札階へ参ります	
④	B2に着く直前	地下2階1番線ホーム改札階です こちらのドアが開きます	

<上へ移動するときのアナウンス>

		手前スピーカー	奥扉スピーカー
①	B2を出て 1階に行く時	上へ参ります 2階は反対側のドアが開きます	
②	1階に着く直前	1階地上出口です こちらのドアが開きます	
③	1階を出て 2階へ行く時	2階へ参ります 反対側のドアが開きます	
④	2階に着く直前		こちらのドアが開きます

参考 2-1-30 エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性

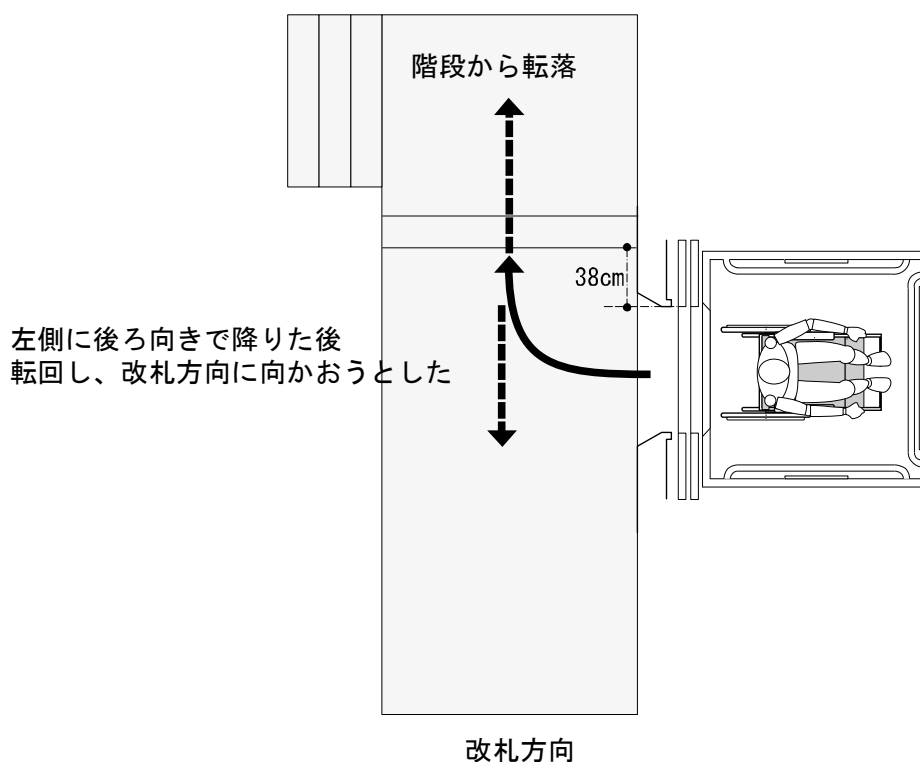
○エレベーターロビー付近に下り段差等が近接する等の危険な状況をつくりださないこと

- ・車椅子使用者は、かご内で転回できない場合には、前進で乗り込み、後退して降りることとなるため、エレベーターを降りた後のロビー空間において車椅子使用者が転回できる空間を確保することが重要である。このため、本整備ガイドラインにおいては、ロビー空間の広さについて、標準的な整備内容として車椅子使用者が転回できるよう 150cm 以上×150cm 以上の空間を確保すること、望ましい整備内容として電動車椅子使用者が転回できるよう 180cm 以上×180cm 以上の空間を確保することを示している。
- ・しかし、実際の利用状況を鑑みると、電動車椅子使用者がエレベーターを出入口の左右に避けながら降りることも想定され、出入口の正面方向のみでなく、出入口の左右方向にも十分な広さの空間を確保する必要がある。
- ・このような電動車椅子使用者等の利用状況を考慮すると、出入口左右方向に下り段差や下り階段、下りスロープが設置されている場合、電動車椅子使用者等が転倒、転落するおそれがある。同様に、肢体不自由者、高齢者、視覚障害者等をはじめ高齢者、障害者等にとっても、エレベーター出入口付近に下り段差や下り階段、下りスロープが近接することは危険であることに十分留意する必要がある。

＜X 駅での事故事例＞

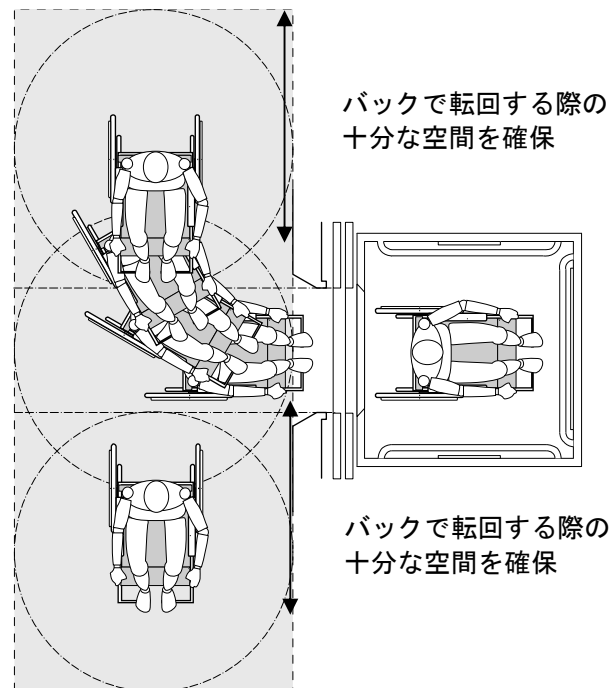
- ・X 駅において、電動車椅子使用者がエレベーターに近接する下り階段（2 段）から転落し、死亡する事故が発生した。
- ・事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接（出入口端から階段まで 38cm）しており、電動車椅子使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落した。
- ・エレベーターかご内・出入口幅の寸法はならびにロビー広さは旧移動等円滑化基準に適合しており、かつ、旧整備ガイドラインに記載された内容を満たしていた。

【事故発生時の状況】



＜新設・大規模改良時の配慮事項＞

- ①電動車椅子が後向きでエレベーターを降りた後、左右に避け、さらに転回できる範囲を確保するため、出入口左右端からそれぞれ十分な広さの範囲（左右端からそれぞれ電動車椅子が転回できる空間の確保を考慮すると 180cm 程度）には、下り階段・段を設けない。
- ②正面で転回することも考慮し、正面方向にも十分な広さ（電動車椅子の転回を考慮すると 180cm 程度）の範囲には下り階段・段を設けない。
※①②において、構造上の問題などにより段・階段を設ける場合には、転落防止ポール等により対応する。
- ③電動車椅子使用者がかご内で転回し前進により降りることができる大型のエレベーター（18 人乗り以上等）を設置することや、かご内部で転回することなく利用できるスルー型エレベーターを設置することも有効である。



＜既存施設等において危険な状況が生じている場合の対応方策＞

- ①上記空間内（出入口左右端から電動車椅子が転回できる十分な空間）に下り階段・下り段がある場合、転落防止策として、転落防止柵等を設ける。
- ②ただし、階段において転落防止柵を設けることにより、本整備ガイドラインで定める階段幅 120cm や建築基準法で定める階段幅を確保できない場合など構造上転落防止柵を設置できない場合には、当該エレベーターを利用するために必要な各階乗り口位置及びかご内の車椅子使用者に配慮した操作盤近くにおいて注意喚起の掲示を行う（降りた後に下り階段・下り段が近接する位置とともに安全に降りるために転回すべき方向を示す）。
- ③なお、旅客施設のエレベーターロビーには、様々な構造が想定されるため、①及び②以外の転落防止策の実施にあたっては、必要に応じて電動車椅子使用者の意見を聞き検討する。

⑧エスカレーター

考え方	高齢者、障害者等による利用を想定すると、乗降ステップの水平区間や速度などに配慮する必要がある。高齢者、障害者等は下り階段を不安に感じる場合があり、上り専用とともに下り専用エスカレーターを設置する配慮が必要である。
-----	--

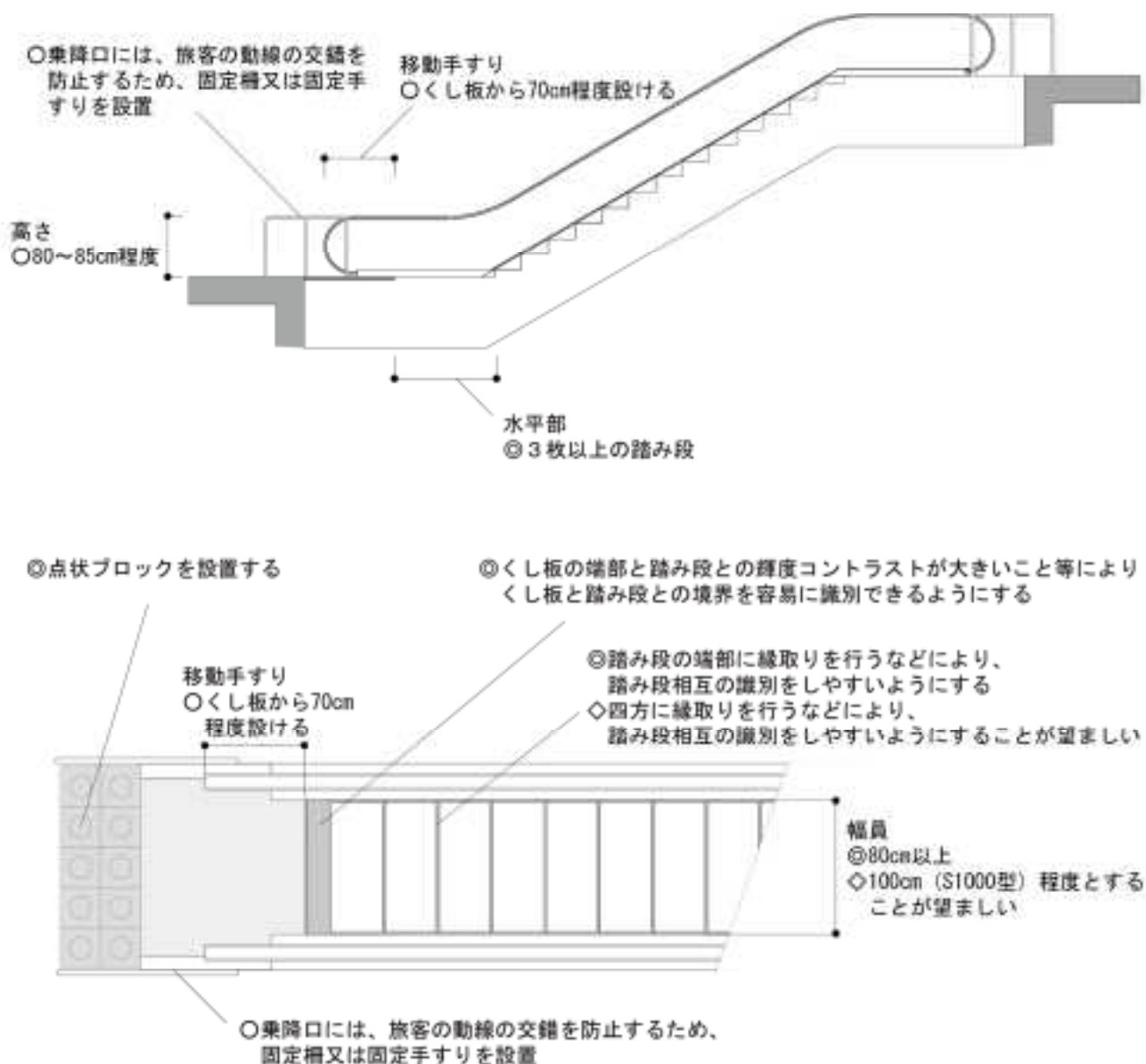
移動等円滑化基準		
(移動等円滑化された経路)		
第4条		
9 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうちのみが適合していれば足りるものとする。		
一 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。		
二 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。		
三 昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあること。		
四 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。		
五 くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。		
六 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。		
七 幅は、八十センチメートル以上であること。		
八 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。		
(エスカレーター)		
第7条 エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けなければならない。		
ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
方向	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターには、上り専用と下り専用をそれぞれ設ける。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。	参考 2-1-31
幅	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの踏み段幅は 80cm 以上とする。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち 1 のみが適合していれば足りるものとする。 ◇踏み段幅 100cm (S1000 型) 程度とすることが望ましい。 ◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降できるように必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち 1 のみが適合していれば足りるものとする。	

踏み段及びくし板表面の仕上げ		◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの踏み段及びくし板の表面は滑りにくい仕上げとする。	
識別	踏み段	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、踏み段の端部全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすること等により、踏み段相互の識別をしやすいようにする。 ◇踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにすることが望ましい。	参考 2-1-34
	くし板	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすること等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにする。	参考 2-1-31
昇降口水平部		◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの昇降口の踏み段の水平部分は踏み段 3 枚以上とする。	
手すり		○くし板から 70cm 程度の移動手すりを設ける。 ○乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ 80～85cm 程度の固定柵又は固定手すりを設置する。	
速度		◇1 以上のエスカレーターは 30m/分以下で運転可能なものとする ことが望ましい。	
表示		◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターにおいて、上り専用又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近のわかりやすい位置（ゲートポスト等）等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示す。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。 ◇上り又は下り専用でないエスカレーターについて、当該エスカレーターへの進入の可否を表示することが望ましい。 ○エスカレーターへの進入可否表示の配色については、参考 2-2-5 を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の利用者に配慮する。 ◇エスカレーターのベルトに、しるしをつけることにより、進行方向がわかるようにすることが望ましい。	参考 2-1-32 参考 2-1-33
音声案内		◎進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置する。 ○音声案内装置の設置にあたっては、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。 (設置の考え方、具体的な音声案内例は 2. ②「視覚障害者誘導用案内設備」を参照)	

視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロックの敷設経路	「視覚障害者誘導案内用設備」(106 ページ) 参照	
	点状ブロックの敷設位置		

＊：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導用ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

参考 2-1-31：エスカレーターの例



注) 固定柵又は固定手すりの設置にあたっては、エスカレーターとの間隔が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、その取付位置について十分な検討が必要である。なお、モデル図に示すように固定手すりを移動手すりの外側に一部重なるように設置することにより、この危険性を回避できる。

参考 2-1-32 : エスカレーター進入可否表示の例

○床面及び乗り口ボールの低い位置においてエスカレーターへの進入可否を表示。

※配色については、参考 2-2-5 を参照。

○点状ブロックは、点検蓋に接する程度の箇所に奥行き 60cm 程度で敷設。センサーがある場合はその手前に敷設。横からの進入もある場合は横にも敷設。



(コラム 8)

エスカレーターでの歩行への注意喚起

- ・エスカレーター内で歩行している利用者がいると、高齢者や片側に麻痺がある人、視覚障害者、子連れや介助者を伴っている利用者等にとって、危険を伴うことがあるとともに、思わぬ事故を誘発することもありうる。すべての利用者が安全にエスカレーターを利用するために、十分な注意喚起を促すことが望まれる。そのための案内や掲示が必要である。

エスカレーターの上りと下りの判別に男女の声

- ・エスカレーターの上下方向を案内する際に、一部の事業者で見られるような、男女の声を分けて音声案内するなど、分かりやすい工夫が必要である。

参考 2-1-33 : エスカレーターへの誤進入防止の例

◇エスカレーターの稼動方向がわかる手すりの表示例

手すりへの案内表示により、上下の稼動方向が視認しやすくなっている。



参考 2-1-34 : 踏み段の識別に関する例

◇四方を縁取りすることで、踏み段の範囲を視認しやすくしている例

